役員報酬シミュレーション

取扱説明書

・本ソフトウェアはMicrosoft Excel上で作動します。お使いになるには別途Excelが必要です
（Excel97/2000/2002/2003対応）
・本ソフトウェアは平成18年4月時点の税率・料率・制度内容に基づき作成されています
計算結果については概算で算出するものもあり、実際の計算結果と相違する場合があります
・本ソフトウェアを使用した結果の影響については一切責任を負いかねますのでご了承ください
・本ソフトウェアの仕様は将来予告なしに変更することがあります

株式会社 エフ・エー・ピー
Financial Planners' Associate Products

〒556-0011 大阪市浪速区難波中3-9-1
TEL(06)6648-7657 FAX(06)6648-7658

■「役員報酬シミュレーション」インストール方法と注意事項

この度は、保険コンサルティングソフト「役員報酬シミュレーション」を御購入頂き、誠にありがとうございます。
「役員報酬シミュレーション」に関しては、ご使用の前に下記内容を御確認下さい。

■Microsoft Excel（表計算ソフトについて）
本ソフトはExcel上で作動します。Excelがインストールされていない場合はご使用になれません。
（Excel2000、2002、2003、2007対応） またExcelは当製品には含まれておりません。

■インストール方法
① CD-ROMが自動再生の設定になっている場合、CD-ROMドライブに本CDを挿入すると自動的にインストールが開始されます。
インストール画面が表示されない場合はExplorerでCDを開き、Setup.exeをダブルクリックして下さい。
② インストール画面の指示に従い、インストールを行います。
③ インストールが完了するとデスクトップに[役員報酬]のショートカットが作成されます。 ⇒役員報酬
ショートカットをダブルクリックするとソフトが起動します。

■アンインストール方法
[スタート]→ [設定]→ [コントロールパネル]→ [プログラムの追加と削除] より、ソフトウェアー覧から[役員報酬シミュレーション]を選択し[追加と削除]をクリックしてください。 アンインストールを行っても顧客データや作成済みプランは削除されません。再インストールによりそのままご利用いただけます。

■注意事項
本製品はマクロを使用しているためソフト起動時の表示より「マクロを有効にする」を選択してください。
また、マクロセキュリティレベルが「高」の場合使用できません。「中」に変更してください。
変更方法はExcel画面から「ツール」→「マクロ」→「セキュリティ」→「マクロセキュリティレベル設定」で「中」を指定してください。（注意：EXCEL2007の場合の操作方法は取扱説明書4ページをご覧ください）
また、本製品は出荷時にウィルスのチェックを行っております。セキュリティレベルを「中」に設定しても問題なくご利用いただくことができます。

■システム要件

・ オペレーティングシステム	Windows 98/Me/2000/XP/Vista
・ CPU	Pentium Ⅱ 以上（Vistaご利用の場合は1GHz以上）
・ メモリ	256Mバイト以上 （XP環境では512Mバイト以上、Vista環境では1GB以上推奨）
・ ハードディスク	10Mバイト以上の空き容量
・ モニタ	画面解像度1024×768 256色以上
・ プリンタ	A4カラープリンタ推奨

Windowsは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です

以上

平成19年4月

《本製品のサポート窓口》

サポート専用電話
IP-TEL：050-3347-8396

株式会社FAP
〒556-0011 大阪市浪速区元町3丁目9番1号
難波ビルディング304号
Tel:06-6648-7657 Fax:06-6648-7658
E-Mail:life@fap-net.co.jp

■ソフトの起動

○EXCEL2000,2002,2003をご利用の場合

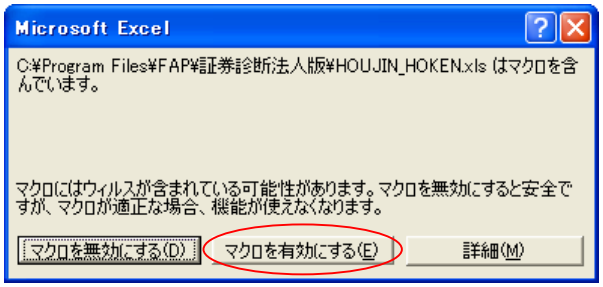

ソフト起動時には左記のメッセージが表示されます。

本ソフトには有害なウィルスは含まれておりません。
「マクロを有効にする」を選択します。
マクロを無効にするを選択すると使用することができません。

○EXCEL2007をご利用の場合

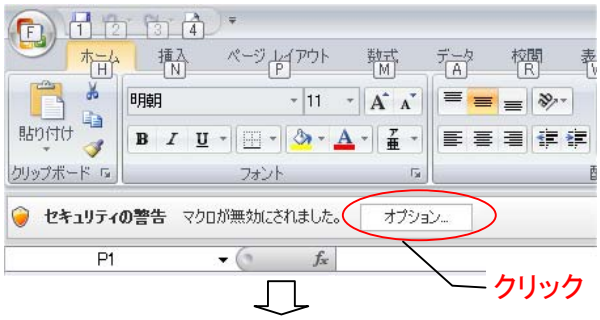

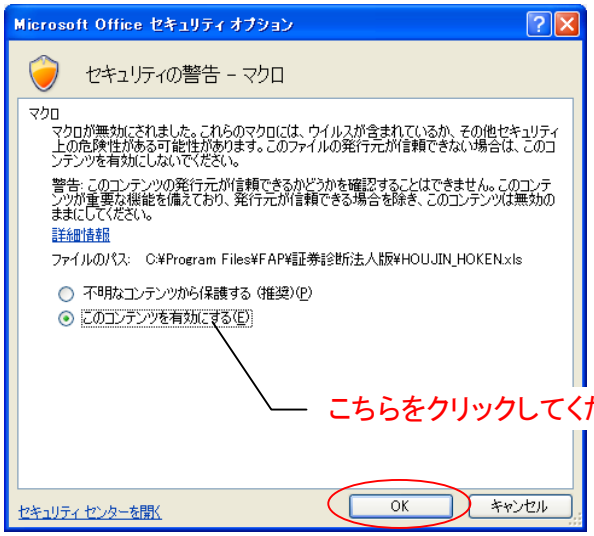

EXCEL2007においては起動時の表示が変更されました。
当初はすべてのマクロが無効になっているため、このままではソフトウェアを起動することができません。

左図「オプション」ボタンをクリックし、続いて表示される「セキュリティオプション」画面において「このコンテンツを有効にする」をチエックしてOKボタンをクリックしてください。

EXCEL2007においてはセキュリティの強化のため操作方法が複雑になりましたが、EXCELを安全に使用するためご理解ください。

なお製品は出荷時にウィルスチエックを行っておりますので安全にご利用いただくことができます。

○EXCEL2007ご利用の場合の注意点

EXCEL2007においては旧バージョンのEXCEL97～EXCEL2003とはファイル形式が変更になるなど大幅な変更が加えられました。旧バージョンとの互換性は一応保たれているためEXCEL97～2003で作成されたファイルは「互換モード」で開くことはできますが、テキストボックス・オートシェイプ・グラフ等のオブジェクトは完全互換ではなく、印刷やプレビューにおいてレイアウトが崩れたり完全に表示できないなどの問題が発生しています。今後は2007と旧バージョンの両方をご利用になる機会が多いと考えられるため、本製品はEXCEL2000/2002/2003/2007 全てでご利用いただけるように製作されていますが、2007でご利用の場合、印刷プレビューにおいて完全に表示しきれないことがありますので悪しからずご了承ください。

■パスワードの登録

個人情報保護のため、プログラム起動時にパスワード入力を必要とするよう設定ができます。
操作が煩雑になりますが、顧客の情報を他人の目にふれさせないことも営業上大切な責任です。
購入後最初にプログラムを起動した時にパスワードを登録の画面が表示されます。　（画面①）
2回目以降にプログラム起動時には登録したパスワードの入力が必要となります。　（画面③）
登録したパスワードを変更するときはＴＯＰ画面の「パスワード変更」ボタンをクリックします。
画面②が表示されますので新しいパスワードを設定してください。

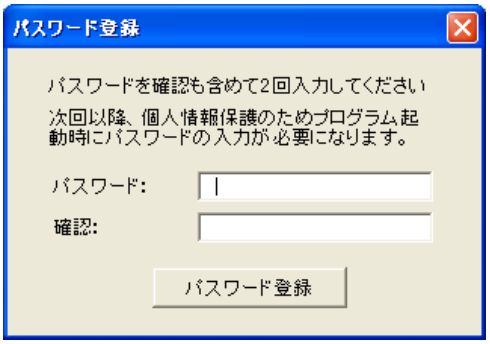

画面①

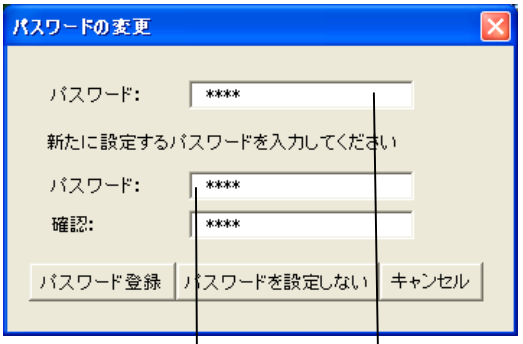

画面②

画面③

新規設定のパスワード

設定済みのパスワード

画面②において「パスワードを設定しない」をクリックするとパスワードなしでプログラムを起動することができますが個人情報保護のためパスワードの設定をおすすめします。
もしパスワードを忘れた場合はプログラムを使用できなくなりますのでご注意ください。

■本ソフトにおける生年月日の入力方法

・画面、帳票における年齢表示は税務年齢（12月末日の年齢）で行います。満年齢ではありません。
・西暦/和暦のどちらでも入力が可能です（表示はすべて和暦で表示されます）
・年齢入力方法

昭和生まれの場合、年度の前に「ｓ」をつけます
平成生まれの場合、年度の前に「ｈ」をつけます
いずれも英小文字でけっこうです
右図を参照ください

年：の入力　　西暦で入力の場合、4文字入力すると自動的にカーソルが「月」へ移動します
和暦で入力の場合、3文字入力すると自動的にカーソルが「月」へ移動します

月：の入力　　2文字入力すると自動的にカーソルが「日」へ移動します
2文字の入力がないと自動的にカーソルの移動はありません。したがって1月～9月までの入力は「01」～「09」といった入力を行う必要があります。

日：の入力　　2文字入力すると自動的に年齢計算を行います。
入力された日付が日付と認識できない等間違っている場合はエラーメッセージが表示され、入力された数値が消去されます。

■本ソフトで作成する提案書の考え方

高齢まで現役を続けることの多いご経営者にとって、ここ数年の税制・社会保険制度の改正がもたらす影響は非常に大きいものがあります。
平成14年の在職老齢年金制度の改正に始まり、厚生年金保険料のアップ、老年者控除や定率減税の廃止等に続き、平成19年度には70歳以降も在職老齢年金としての取り扱いが開始、さらに標準報酬月額の4等級拡大に伴う健康保険料のアップ等々、税や社会保険料の負担は増え続ける一方、現役を続ける限りいつまでたっても満額の年金を受け取ることができなくなっています。
本提案書はそういった状況の中で、ご経営者の負担の軽減をはかるため退職慰労金の活用による合理的な役員報酬決定のご提案を行うものです。

《シミュレーションの手順》

現在の役員報酬のときの年間の税・社会保険料・手取額を計算します。

↓

役員報酬月額10,000円刻みで税・社会保険料・手取額を計算します。

↓

引下げる役員報酬月額を決定し、引下げによる余裕資金で退職金積立を行います。

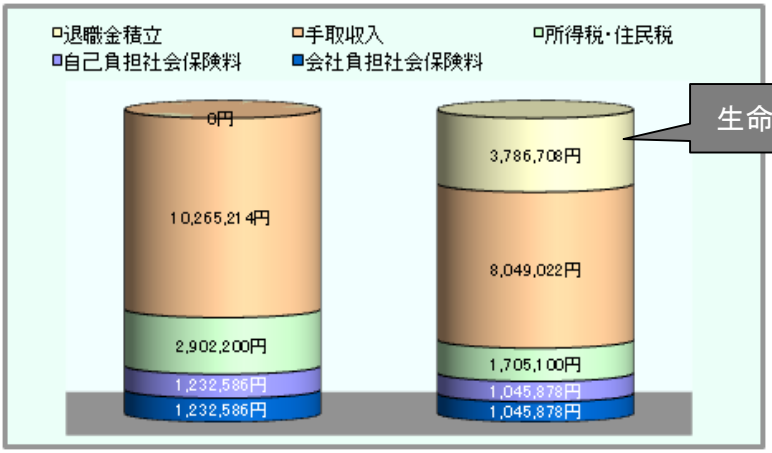

（左図は試算の１例です）

生命保険による退職金積立

役員報酬を引下げることで生じた余裕資金で退職慰労金の準備をします。

会社の負担が増えることなく生命保険料を捻出することができます。

↓

勇退時まで現在の役員報酬を継続する場合と、引き下げて退職金を受け取る場合を比較します。

退職金併用の方が有利となります

＊本提案書は生命保険による退職金積み立てを行うことを前提として作成されています。

■メニュー画面

本ソフトは、高齢まで現役を続けることの多い経営者にとっての最適な役員報酬をシミュレーションいたします。あわせて、生命保険を活用した役員退職金積み立てのご提案がスムーズに行えるようになっております。

① シミュレーションを行う前に顧客情報の入力・登録が必要です
② 「役員報酬シミュレーション」のメイン操作画面が開き、シミュレーションを開始します。
年金受給資格のある60代の経営者のシミュレーションはこちらを選択します。
年金受給額を含めた手取額の計算を行うことができます。年金額等の情報が必要です。
③ 年金加入歴の入力を省略したシュミレーションを行います。
40代～50代等比較的若い経営者で、年金受給が大分先の場合、年金加入歴の入力なしで簡単にシミュレーションを行うことができます。
しかしながら年金計算を省略するため税・社会保険料の節減効果しか見込めません。

④ 所得税/住民税の計算を単独で行うことができます。
⑤ 在職老齢年金や高年齢雇用継続給付金の計算を単独で行うことができます。
②～③の「役員報酬シミュレーション」は経営者が対象のため、高年齢雇用継続給付金は計算できません。⑤では従業員の在職老齢年金と雇用継続給付金の計算を行います。
⑥ 帳票に印刷する提案書作成者の会社名・氏名・住所等を登録することができます
⑦ パスワードの設定・変更を行うことができます。
⑧ 取扱説明書のプレビューや印刷ができます。一読の上操作方法や注意事項をご確認ください。
⑨ 印刷帳票の説明や注意事項が表示されます。
⑨ プログラムを終了します。

■顧客管理画面

「役員報酬シミュレーション」においては最初に顧客情報を入力・登録することが必要です。

① 操作ボタン　クリックすると顧客データの登録・削除・クリアを行います。
情報入力後「登録」ボタンをクリックするとリスト②に顧客氏名が一覧表示されます。
②に表示の顧客氏名をクリックし選択すると顧客情報を読込み表示することができます。
顧客を検索したい場合③に顧客の(姓)を入力し「検索」ボタンをクリックしてください。

④ 顧客情報を入力・保存した後に、次に行う作業を選択し⑤のボタンをクリックします。
それぞれの計算画面が開き各種のシミュレーションを行うことができます。
計算画面においては顧客情報の登録や修正は行うことができません。

⑥ プログラムを終了する場合、いったん「メニュー画面」に戻ることが必要です。

■旧バージョンの顧客データの取り扱い（Ver3.00までのソフトをご利用の場合）

プログラムを最初に起動時に旧バージョンの顧客情報がある場合、自動的にデータのコンバートを行い本機で使用可能となります。しかしながら、旧バージョンでは世帯の情報と年金加入歴等を単一の情報として保存していたため、一人の顧客で複数のプランを作成していた場合同一の顧客氏名がリスト②に複数表示されます。
重複する顧客氏名は削除しても作成プランの情報はそのまま複数保存されます。

■メイン入力画面（シミュレーション①）

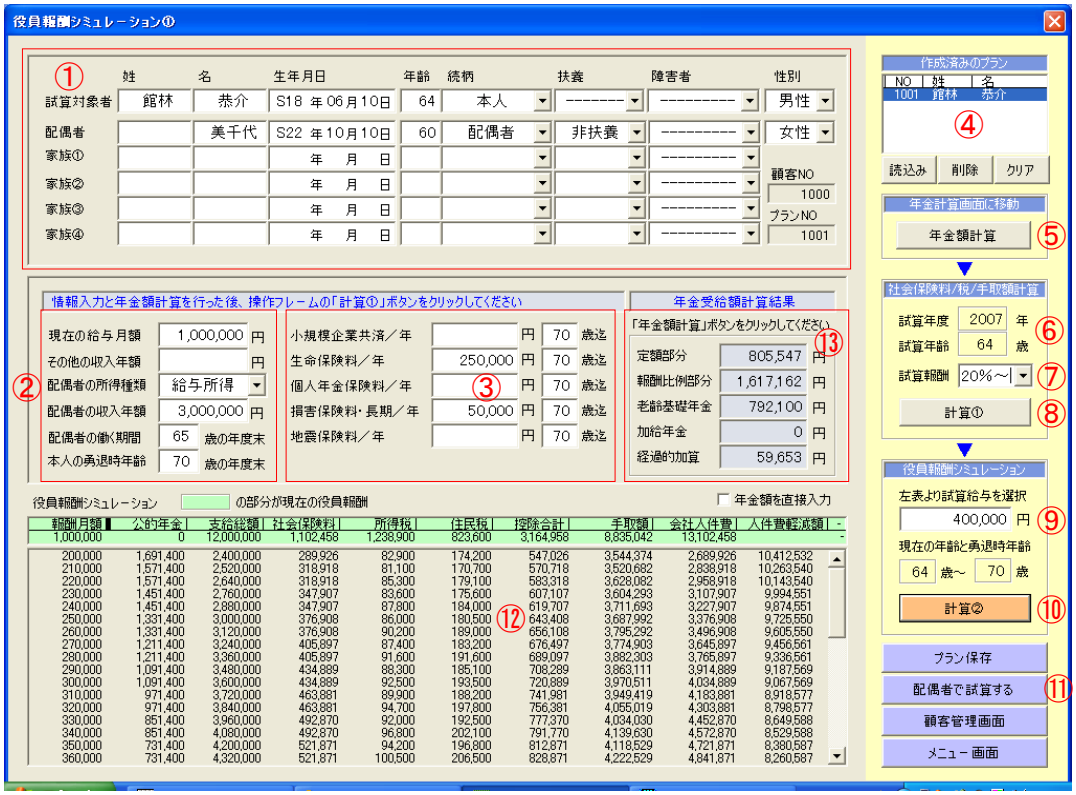

① 表示の顧客情報は「顧客管理画面」で入力します。本画面での入力や修正はできません。

② 試算対象者と配偶者の現在の収入と勇退時年齢を入力します。
その他の収入欄には不動産収入等報酬以外の収入を必要経費控除後の金額で入力します

③ 確定申告の際控除できる各種の控除対象保険料等の金額と払い込み期間を入力します。
長期損害保険料控除は平成18年12月31日までに契約分までが控除の対象となります。
該当する保険料を入力してください。

④ 該当の顧客の作成済プランが表示されます。プランを呼び出し、または削除する場合は
リストボックス中の顧客氏名を選択し、「読込み」「削除」ボタンをクリックします。

⑤ ②～③を入力後にクリックしてください。年金計算用フォームが表示されます。
年金計算が終了すると本画面に戻り、⑬に年金受給額が表示されます。

⑥ 試算年度と対象者の年齢が表示されます。

⑦ 選択された下限値より役員報酬1万円刻みで手取額・在職老齢年金額等のシミュレーションができます。下限値20%を選択の場合現在の役員報酬の20%が試算の下限値となります。

⑧ ⑦まで終了したらクリックします。計算結果が⑫に一覧表示されます。

⑨ 現在の役員報酬をいくらに引き下げるか入力します。⑫の一覧表より該当する金額を選択した場合は選択された金額がボックスに入力されます。

⑩ ⑨まで終了したらクリックします。現在の役員報酬を継続した場合と、引き下げた場合の勇退時までの試算を行い、印刷フォームが表示されます。

⑪ 配偶者の試算を行うときクリックします。世帯主と配偶者の情報を入れ替えて試算を行います。作成されたプランは④に配偶者の名前で登録されます。

＊直後に操作するボタンは色が赤く変わります。常に赤い色のボタンをクリックしてください。

■年金額の入力方法の選択

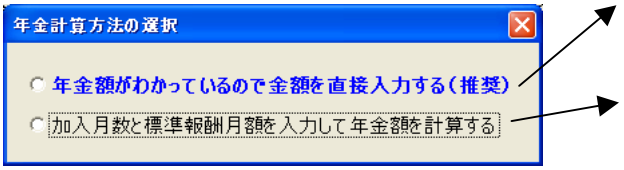

★年金額がわかっているときは
こちらをクリックします。

★年金加入月数と標準報酬月額
を入力し年金額を計算します。

■年金額が分かっている場合の入力

① 入力フォームが開いたときに年齢が表示されます。表示される年齢は今年の1月1日時点の満年齢です。3月が65歳の到達月で4月に試算を行うときは、試算時にはすでに65歳になっていますが、１月～3月は６０歳時の年金を受給するため６０歳時の年金額が必要となります。本年金額入力画面では①に表示の年齢時点の受給額を入力することが必要です。

② 厚生年金の加入月数を入力すると、③④には当初②と同じ月数が表示されます。また表示の月数で定額部分・基礎年金・経過的加算・加給年金額が計算されます。
報酬比例部分（65歳以上は老齢厚生年金の金額）の金額を入力するだけで完了です。
もし高校卒業後すぐ就職し18歳から厚生年金に加入している時は③の月数が相違します。
その場合は③の月数を20歳未満の加入月数分マイナスすることが必要です。
また、厚生年金以外に国民年金の加入期間がある場合は④に国民年金の加入月数をプラスします。数値を修正するときは「修正」ボタンをクリックすると修正可能となります。

⑤ 配偶者の年金加入歴により加給年金の受給期間が違ってきます。配偶者に厚生年金の加入期間がある場合該当項目をチェックしてください。受給開始月と支給停止月を判定します。

⑥ チェックすると画面右側の年金入力ガイドが非表示となります。

⑦ 加入月数と年金額の入力が完了したらクリックします。メイン画面に戻ります。

■公的年金計算画面（加入月数と平均標準報酬月額から年金額を計算）

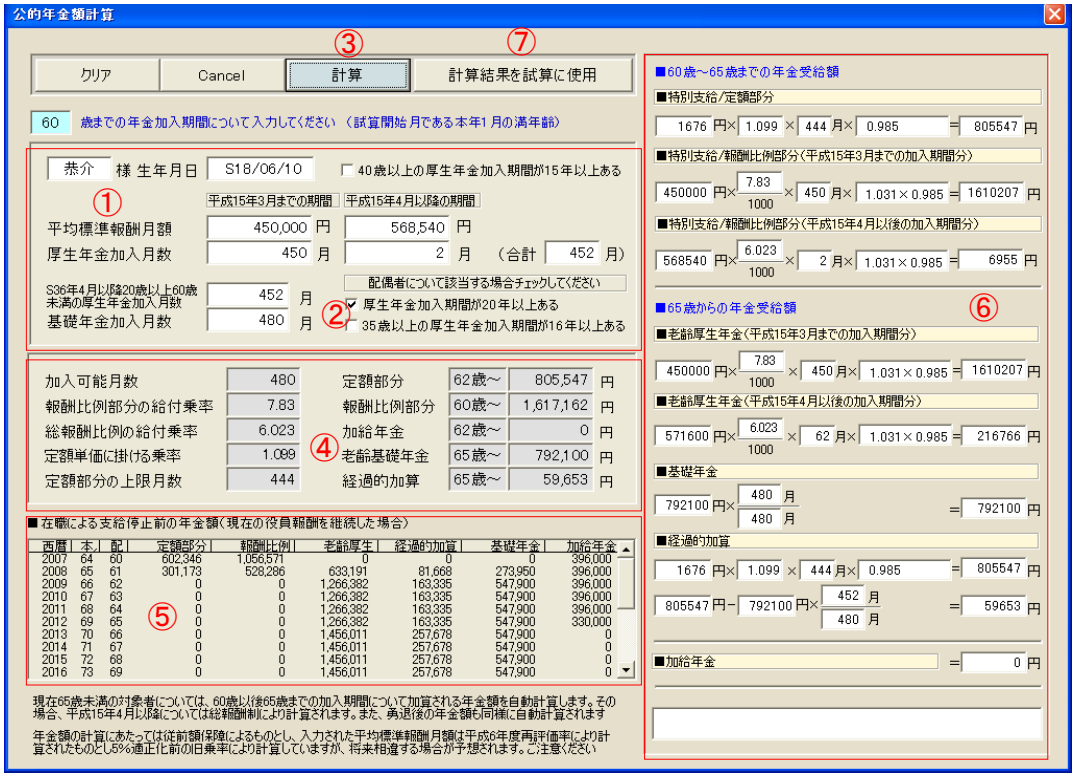
公的年金額計算
③
⑦
クリア
Cancel
計算
計算結果を試算に使用
60 歳までの年金加入期間について入力してください （試算開始 月である本年1 月の満年齢）
恭介 様 生年月日 S18/06/10
40歳以上の厚生年金加入期間が15年以上ある
①
平成15年3月までの期間
平成15年4月以降の期間
平均標準報酬月額 450,000 円 568,540 円
厚生年金加入月数 450 月 2 月 （合計 452 月）
S36年4月以降20歳以上60歳未満の厚生年金加入月数 452 月
基礎年金加入月数 480 月
配偶者について該当する場合チェックしてください
②
厚生年金加入期間が20年以上ある
35歳以上の厚生年金加入期間が16年以上ある
加入可能月数 480
報酬比例部分の給付乗率 7.83
総報酬比例の給付乗率 6.023
定額単価に掛ける乗率 1.099
定額部分の上限月数 444
④
定額部分 62歳～ 805,547 円
報酬比例部分 60歳～ 1,617,162 円
加給年金 62歳～ 0 円
老齢基礎年金 65歳～ 792,100 円
経過的加算 65歳～ 59,653 円
■在職による支給停止前の年金額（現在の役員報酬を継続した場合）
⑤
西暦 本人 配偶 定額部分 報酬比例 老齢厚生 経過的加算 基礎年金 加給年金
2007 64 60 602,346 1,056,571 0 0 0 396,000
2008 65 61 301,173 528,286 633,191 81,668 273,950 396,000
2009 66 62 0 0 1,266,382 163,335 547,900 396,000
2010 67 63 0 0 1,266,382 163,335 547,900 396,000
2011 68 64 0 0 1,266,382 163,335 547,900 396,000
2012 69 65 0 0 1,266,382 163,335 547,900 330,000
2013 70 66 0 0 1,456,011 257,678 547,900 0
2014 71 67 0 0 1,456,011 257,678 547,900 0
2015 72 68 0 0 1,456,011 257,678 547,900 0
2016 73 69 0 0 1,456,011 257,678 547,900 0
現在65歳未満の対象者については、60歳以後65歳までの加入期間について加算される年金額を自動計算します。その場合、平成15年4月以降については総報酬制により計算されます。また、勇退後の年金額も同様に自動計算されます
年金額の計算にあたっては従前額保障によるものとし、入力された平均標準報酬月額は平成6年度再評価率により計算されたものとし5%適正化前の旧乗率により計算していますが、将来相違する場合が予想されます。ご注意ください
■60歳～65歳までの年金受給額
■特別支給/定額部分
1676 円× 1.099 × 444 月× 0.985 = 805547 円
■特別支給/報酬比例部分（平成15年3月までの加入期間分）
450000 円× 7.83/1000 × 450 月× 1.031×0.985 = 1610207 円
■特別支給/報酬比例部分（平成15年4月以後の加入期間分）
568540 円× 6.023/1000 × 2 月× 1.031×0.985 = 6955 円
■65歳からの年金受給額
⑥
■老齢厚生年金（平成15年3月までの加入期間分）
450000 円× 7.83/1000 × 450 月× 1.031×0.985 = 1610207 円
■老齢厚生年金（平成15年4月以後の加入期間分）
571600 円× 6.023/1000 × 62 月× 1.031×0.985 = 216766 円
■基礎年金
792100 円× 480 月/480 月 = 792100 円
■経過的加算
1676 円× 1.099 × 444 月× 0.985 = 805547 円
805547 円− 792100 円× 452 月/480 月 = 59653 円
■加給年金 = 0 円

① 平均標準報酬月額と加入期間を入力します。試算時現在60歳以上65歳未満の方は60歳までの加入期間について、65歳以上の方は65歳までの加入期間について入力してください。
平成15年4月以降の総報酬制開始後の加入期間については自動的に計算・表示されます。
基礎年金加入月数は厚生年金加入期間と国民年金加入期間の合計加入月数を入力します。

② 配偶者の加入期間について該当する場合チェックします。加給年金の判定に使用します。

③ ①②の入力が終了したら「計算」ボタンをクリックします

④ 計算結果が表示されます。年金額はそれぞれ左欄の受給開始年齢より受給することができます。

⑤ 試算対象者の在職による支給停止前の年金額が年度ごとに一覧表示されます。

⑥ 年金受給額の計算式を表示します。総報酬制実施以前と以後の計算を別々に表示しています。

⑦ 計算が終了し計算結果が下記に表示されたらクリックします。メインシミュレーション画面に戻り、計算結果をもとに試算を継続します。

■年金受給額の計算について

平成16年度の年金改正では再評価率の名目手取り賃金変動率による毎年度改定、マクロ経済スライドの導入等の大きな改正が行われました。一方では平成12年改正法附則第21条による従前額保障の考え方から、現実的な年金計算は6年再評価率で算定された平均標準報酬月額をもちい、乗率は5%カットのない旧乗率を使って計算されます。この場合計算式の末尾に物価スライド率1.031×0.985（0.985は平成18年度物価スライド率）を乗じていますが、16年度の改定により1.031×0.985の部分を「従前額改定率」と改正されました。今後はこの従前額改定率を物価の変動により変えていくことになります。（平成17年度1.001、平成18年度0.988）。やがては従前額保障の額も「従前額改定率」を使用した方が多くなると思われますが、現時点では従来通り1.031×0.985を使用したほうが年金額が多くなることと、試算対象者が現在年金受給権の発生している方、あるいは近々に受給権の発生する年代であることから従来通りの計算式による年金額計算を行うこととといたします。また本年度以降の物価スライドは考慮しておりません。

■メイン入力画面（シミュレーション②）

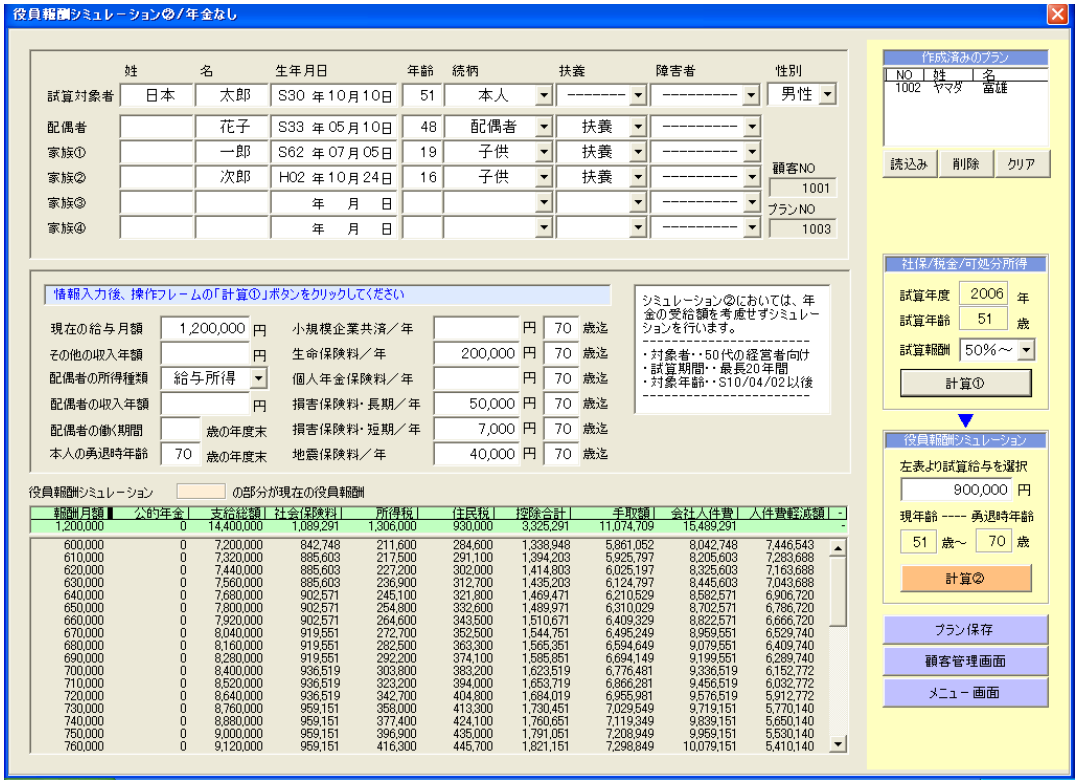

シミュレーション②では年金受給額を考慮せずにシミュレーションを行います。
そのため年金加入歴を入力することなく簡単な操作でシミュレーションを行うことができます。
年金受給が大分先になる40代～50代の比較的若い経営者のシミュレーションに適しています。
シミュレーション①に比べ、在職老齢年金の効果が反映されないため、役員報酬の引下げ効果は社会保険料・所得税・住民税の軽減分のみと限定されますが、長期間にわたるシミュレーションにより、軽減額の累積額は大きなものとなることが考えられます。
役員報酬の引下げによる余裕資金で退職金積立を提案するには欠かすことができません。

各項目の入力はシミュレーション①を参照してください。

■注意事項

・最高20年間のシミュレーションが可能ですが、長期間のシミュレーションのため、税制や社会保険制度の改正により計算結果が相違することが考えられます。ご注意ください。

・40代等の若い経営者に大幅な役員報酬の引下げを提案することはお勧めできません。
わずかの引下げでも、長期間の間には大きな軽減効果が期待できます。

・年金が受給できる60歳以上で、引き下げた役員報酬の標準報酬月額が620,000円以上のとき在職老齢年金は引き下げ前と同額のため「年金なし」で試算を行っても効果は同じとなります。

■印刷と作成者情報の登録

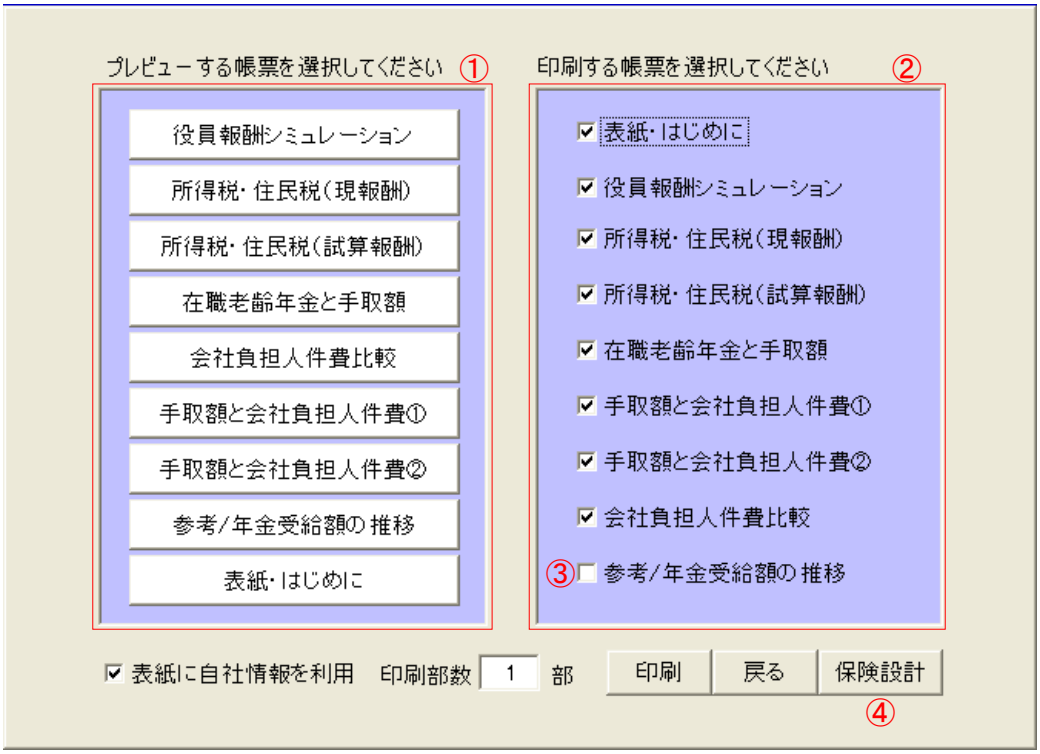

① 試算結果をパソコン画面上でプレビューする場合、該当のボタンをクリックします。
② 帳票を印刷します。必要な帳票を選択し印刷ボタンをクリックします。
③ 帳票「年金受給額の推移」は毎月単位で計算された年金受給額の推移を参考表示しています。
本シミュレーションは年金額を毎月単位で計算を行います、次のようなタイミングで年金額が変化するため年間の受給額が一定ではありません。
・定額部分の受給開始月、支給停止月　・報酬比例部分の受給開始月、支給停止月。
・加給年金の受給開始月、支給停止月　・老齢厚生年金の支給開始月、
・65歳・70歳の再計算時（それぞれ到達月の翌月より年金額が変化します）
・引き下げによる標準報酬月額の変更月（試算月の4月目より変更となります）
⑤ ボタンをクリックすると生命保険による退職金積み立てシミュレーション画面に進みます。

■自社情報の登録

メニュー画面から「自社情報登録」を選択すると右図の登録フォームが表示されます。
自社情報を登録しておけば、上記の印刷画面で③をチェックすることで提案書に自社情報を印刷することが可能です。

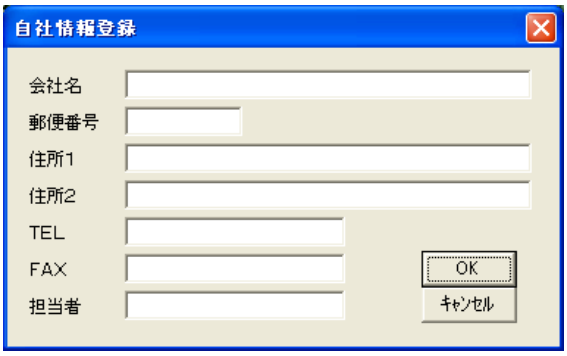

■生命保険の活用による役員退職慰労金の準備

役員報酬を引き下げたために減少する手取額を、退職金として取り戻すため生命保険を活用した退職金準備をシミュレーションします。
シミュレーションを行うには、まず提案したい生命保険の設計書を作成する必要があります。
保健種類は、保険期間が比較的短い場合が多いと考えられるため、短期間で解約返戻金の多いもの（逓増定期・長期平準払い定期・終身保険・養老保険等）が適しています。

① お勧めする生命保険の保険料や解約返戻金を入力します
- 保険種類により損金計上部分・資産計上部分の保険料を入力します。
- 保険料累計額と実質負担保険料は入力された保険料を元に計算されます。
- 実効税率は初期値は40%としていますが変更可能です。
- 解約返戻金は作成した設計書より転記します。
- 役員在任年数は試算日までの年数ではなく、勇退予定日までの年数を入力します。
- 年間保険料の目安は、役員報酬の引き下げにより減少する会社負担人件費の金額です。
- 保険期間は退職金を準備するため勇退時までの年数（余りの月数は切り捨て）です。

② 解約返戻金を役員退職金とした場合の退職時にかかる税額と手取額を計算します。
- 退職金損金計上可能金額は下記算式によるものとします。

損金計上可能金額＝最終役員報酬月額×在任年数×功績倍率

- 功績倍率は3倍として計算されます。

③ 勇退予定日と試算日からの期間を表示します。
④ 現在の役員報酬を継続する場合の年金受給額や税・社会保険料・手取額が歴年表示されます。
⑤ 役員報酬を引き下げた場合の年金受給額や税・社会保険料・手取額が歴年表示されます。
⑥ ④と⑤の差額が表示されます。手取り減少額や引き下げの効果を確認することができます。

■所得税/住民税の計算

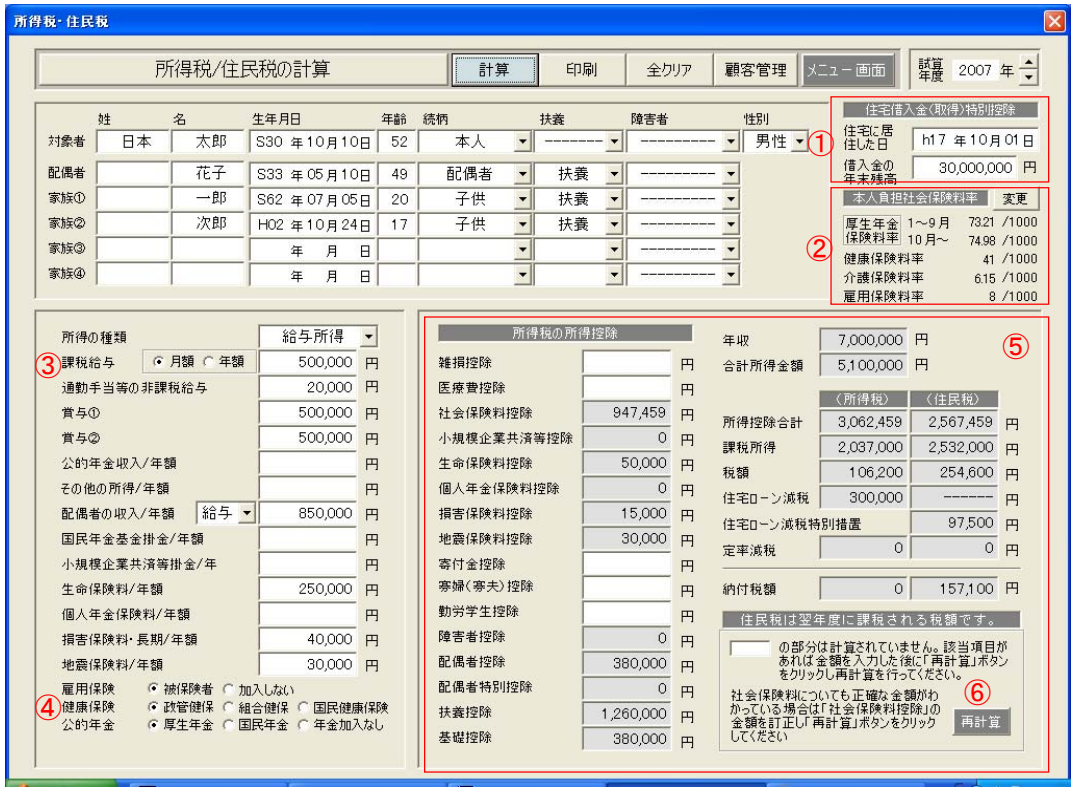

① 住宅ローン残高がある場合入力します。住宅ローン減税額を計算します。

② 社会保険料率は初期値は一般料率が表示されます。健保組合加入者や職業により相違する場合変更することができます。「変更」ボタンをクリックすると画面①が表示されます。社会保険料率の変更を行ってください。

④ 社会保険の加入状況をチェックします。自動的に保険料が計算されます。

⑤ 計算結果が表示されます。

・雑損控除・医療費控除・寄付金控除・寡婦控除・勤労学生控除は計算されません。これらに該当する場合は控除金額を入力し「再計算」ボタン⑥をクリックしてください。

・長期損害保険料控除は平成18年12月31日までに契約したもののみが対象となります。

・住宅ローン減税を受けられる人で、所得税から住民税への税源移譲により不利益を被る場合、旧税制時に受けられた減税額との差を住民税から減額できる特別措置があります。

・定率減税は廃止されましたが2006年度の税額計算に使用するため項目を設けています。

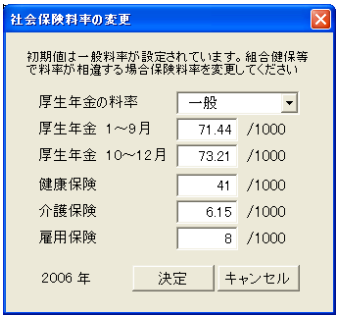

画面①

③収入の年収入力・・年額をクリックすると表示されます

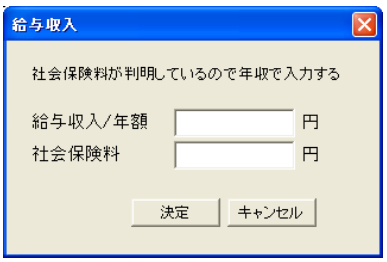

■在職老齢年金の計算

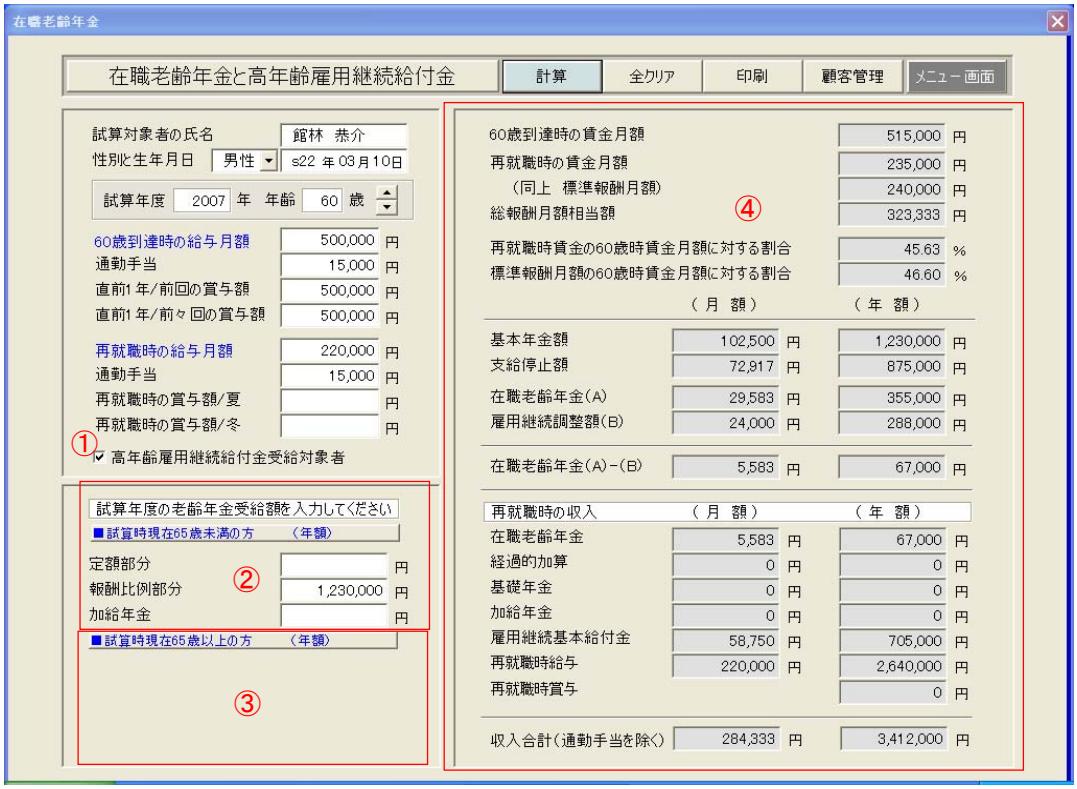

年金受給額がわかっている場合の従業員の在職老齢年金と高年齢雇用継続給付金を計算します。

氏名、生年月日を入力すると60歳到達時の年度が表示されます。60歳到達時賃金と再就職時の賃金を入力します。
在職老齢年金の計算に当たっては、総報酬制の実施により直前1年間の賞与を含めた「総報酬月額相当額」において年金額が計算されます。そのため直前1年間の賞与額の入力が必要です。
本来は年3回以内の賞与が対象となりますが本機では賞与は年2回までとします。

総報酬月額相当額＝標準報酬月額＋平均賞与額(賞与年額÷12)
(ただし1回の賞与が150万円を超える場合150万円が上限)

① 高年齢雇用継続給付金受給対象者の場合チェックします。
受給資格は60歳到達の時点で雇用保険の被保険者期間が5年以上あることが必要です。
経営者の在職老齢年金を計算する場合、雇用継続給付金は受給できないためチェックをはずして計算してください。

② 試算年度における年齢が65歳未満の場合、受給できる年金額を入力します。
定額部分や加給年金は受給できる年齢の場合に入力します。入力された金額がある場合報酬比例部分とあわせて在職老齢年金の計算を行います。

③ 試算年度における年齢が65歳以上の場合、年金額入力ボックスが表示されます。
該当の年金額を入力してください。

④ 計算結果が表示されます。
再就職時の賃金・賞与・在職老齢年金・雇用継続給付金をあわせた収入が表示されます。

■平均標準報酬月額について

本ソフトでは年金受給額を求めるため、平均標準報酬月額と加入月数による簡易計算を行ないます。
しかしながら、平均標準報酬月額は社会保険事務所でなければ正確な額を知ることは困難です。
正確な計算を希望される場合は社会保険事務所にお客様本人が問い合わせを行う必要があります。
ここでは、概算の平均標準報酬月額で試算書を作成される場合の平均標準報酬月額の入力について解説します。

○役員報酬が高額な経営者も、標準報酬月額は最高620,000円（平成19年4月現在）
厚生年金の標準報酬月額は、605,000円以上の給与の場合一律で620,000円となります。
仮に月額200万円の役員報酬をもらっている経営者も、標準報酬月額は30等級620,000円として厚生年金保険料を支払うことになります。
平成19年4月現在の保険料は個人負担分で45,390円、また同額の会社負担が発生します。
健康保険の標準報酬月額は39等級980,000円まで定められており、給与月額955,000円以上は同額ですがそれまでは給与の額により保険料が増加します。
厚生年金・健康保険の保険料は添付の参考資料をご覧ください。
また、現在の30等級620,000円という上限は経済状況等により引き上げも予想されます。

○年度により標準報酬月額の上限は違ってくる.

○昔と今では貨幣価値が違うため、標準報酬月額を現在の価値に再評価します
例えば、昭和19年4月生まれの経営者が平成16年3月まで20年間標準報酬月額が最高額であった場合、経営者としての20年間の平均標準報酬月額は約560,000円となりますが、生涯を通じての平均標準報酬月額は、若年時代の給与の額が少ないため大きく下がることが一般的です。今高額の役員報酬をもらっている経営者も、生涯を通じての平均標準報酬月額は最大でも43万円～47万円程度と考えるのが妥当でしょう。
顧客へのアプローチの段階で年金加入歴の詳細情報を入手することはなかなか難しいため上記の平均標準報酬月額で大まかな提案書を作成することも一つの方法です。

○厚生年金保険料は平成16年10月より保険料が改定になっています。
平成19年4月現在の厚生年金保険料率は、標準報酬月額に対し14.642%（会社負担を含む）となっていますが、平成16年の年金改正により毎年0.354%づつ引き上げられ、平成29年以後は18.3%で固定されます。
本ソフトにおいては試算年度ごとに定められた保険料率で厚生年金保険料を計算します。

＊平成15年4月以降の総報酬制による加入期間ガある場合、本ソフトが平均標準報酬月額と加入月数を自動的に計算・表示します。
＊60歳以降の加入期間については、現在の役員報酬と引き下げた役員報酬をもとに平均標準報酬月額を推計し65歳以降加算される年金額の計算を行います。

■在職老齢年金の計算方法の改正

○平成17年4月より在職老齢年金の計算方法が改正されました。
従来は、65歳未満の場合の在職老齢年金は一律20%の支給停止となっていましたが、平成17年4月より20%の支給停止は廃止されました。
この改正により年金受給額は若干増えることになります。
しかしながら、従来70歳以上であれば在職中でも満額の年金受給ができたものが、平成19年4月からは70歳以降も60歳代後半と同じ計算方式により支給停止が行われることとなったため、高齢まで現役を続ける中小企業オーナーは大きな影響を受けることになります。

■参考：健康保険と厚生年金の保険料（一般料率）　　平成19年4月現在

標準報酬月額	報酬の範囲		健康保険			厚生年金		単位
	円以上	円以下	等級	40歳未満	40歳以上	等級	保険料	
58,000		62,999	1等級	4,756	5,469	平成19年度拡大分		円
68,000	63,000～	72,999	2等級	5,576	6,412			円
78,000	73,000～	82,999	3等級	6,396	7,355			円
88,000	83,000～	92,999	4等級	7,216	8,298			円
98,000	93,000～	100,999	5等級	8,036	9,241	1等級	14,349	円
104,000	101,000～	106,999	6等級	8,528	9,807	2等級	15,228	円
110,000	107,000～	113,999	7等級	9,020	10,373	3等級	16,106	円
118,000	114,000～	121,999	8等級	9,676	11,127	4等級	17,278	円
126,000	122,000～	129,999	9等級	10,332	11,882	5等級	18,449	円
134,000	130,000～	137,999	10等級	10,988	12,636	6等級	19,620	円
142,000	138,000～	145,999	11等級	11,644	13,391	7等級	20,792	円
150,000	146,000～	154,999	12等級	12,300	14,145	8等級	21,963	円
160,000	155,000～	164,999	13等級	13,120	15,088	9等級	23,427	円
170,000	165,000～	174,999	14等級	13,940	16,031	10等級	24,891	円
180,000	175,000～	184,999	15等級	14,760	16,974	11等級	26,356	円
190,000	185,000～	194,999	16等級	15,580	17,917	12等級	27,820	円
200,000	195,000～	209,999	17等級	16,400	18,860	13等級	29,284	円
220,000	210,000～	229,999	18等級	18,040	20,746	14等級	32,212	円
240,000	230,000～	249,999	19等級	19,680	22,632	15等級	35,141	円
260,000	250,000～	269,999	20等級	21,320	24,518	16等級	38,069	円
280,000	270,000～	289,999	21等級	22,960	26,404	17等級	40,998	円
300,000	290,000～	309,999	22等級	24,600	28,290	18等級	43,926	円
320,000	310,000～	329,999	23等級	26,240	30,176	19等級	46,854	円
340,000	330,000～	349,999	24等級	27,880	32,062	20等級	49,783	円
360,000	350,000～	369,999	25等級	29,520	33,948	21等級	52,711	円
380,000	370,000～	394,999	26等級	31,160	35,834	22等級	55,640	円
410,000	395,000～	424,999	27等級	33,620	38,663	23等級	60,032	円
440,000	425,000～	454,999	28等級	36,080	41,492	24等級	64,425	円
470,000	455,000～	484,999	29等級	38,540	44,321	25等級	68,817	円
500,000	485,000～	514,999	30等級	41,000	47,150	26等級	73,210	円
530,000	515,000～	544,999	31等級	43,460	49,979	27等級	77,603	円
560,000	545,000～	574,999	32等級	45,920	52,808	28等級	81,995	円
590,000	575,000～	604,999	33等級	48,380	55,637	29等級	86,388	円
620,000	605,000～	634,999	34等級	50,840	58,466	30等級	90,780	円
650,000	635,000～	664,999	35等級	53,300	61,295			円
680,000	665,000～	694,999	36等級	55,760	64,124			円
710,000	695,000～	729,999	37等級	58,220	66,953			円
750,000	730,000～	769,999	38等級	61,500	70,725	保険料は会社負担分を含みます。被保険者負担分は表記保険料の1/2		円
790,000	770,000～	809,999	39等級	64,780	74,497			円
830,000	810,000～	854,999	40等級	68,060	78,269			円
880,000	855,000～	904,999	41等級	72,160	82,984			円
930,000	905,000～	954,999	42等級	76,260	87,699			円
980,000	955,000～	1,004,999	43等級	80,360	92,414			円
1,030,000	1,005,000～	1,054,999	44等級	84,460	97,129	平成19年度拡大分		円
1,090,000	1,055,000～	1,114,999	45等級	89,380	102,787			円
1,150,000	1,115,000～	1,174,999	46等級	94,300	108,445			円
1,210,000	1,175,000～		47等級	99,220	114,103			円